

平成 24 年度
MRV モデル実証調査・BOCM 実現可能性調査・CDM 実現可能性調査
募集要項

(公財) 地球環境センター (GEC)

募 集 の 概 要

日本政府は、先進的な低炭素技術・インフラ・製品の提供等を通じて海外での温室効果ガス (GHG) 排出抑制・削減に貢献することを適切に評価される新たな市場メカニズムとして、二国間オフセット・クレジット制度 (Bilateral Offset Credit Mechanism : BOCM) の導入を提案しています。2010 年以降開発途上国各国と BOCM 実施に向けた議論を行っており、二国間協力による新たな制度の実施に向けた準備を進めているところです。

UNFCCC を中心とした気候変動に関する国際交渉では、CDM 等既存の柔軟性メカニズムの改善に加えて、新たな市場メカニズムの議論も行われており、2011 年の COP17 では、COP の指導と権限の下で実施される新たな市場メカニズムの実施手順の開発が進められることが決定されるとともに、各国の国情に応じた市場活用を含めた様々なアプローチを開発し、実施できることに留意することが決定されました。また、開発途上国における森林減少・劣化及び森林域の炭素蓄積量増加を含めた REDD+についても、その削減効果を継続的に推進するために市場メカニズムの活用も提案されています。

我が国が提案している BOCM は制度設計について検討が進められている状況であり、より具体的な形で、既存メカニズムの課題を克服し、開発途上国における新たな排出削減効果の掘り起しと低炭素社会実現の支援を推し進め、さらに我が国の野心的な GHG 削減目標の達成に向けた提案 (実施手法や手続き等を含む) が必要となっています。そのためには、BOCM を通じて実施される事業・活動が真に GHG 削減に寄与していることを実証することと、そのための方法論に基づいて算出される GHG 削減量が測定・報告・検証 (MRV) 可能であることを併せて実証することが重要です。これは、BOCM 事業・活動が実際にホスト国において実施可能かどうかを判断するための調査です。

さらには、将来的に BOCM 事業・活動を多くの開発途上国で実施していくこと、並びに既存の CDM 制度の改善を施し継続的に CDM を実施していくことも、気候変動対策を国際的に多様的に進めていくためには重要な取り組みであります。

これらを踏まえ、以下に挙げる 3 種類の調査案件を募集します。

- I. [BOCM 事業・活動の MRV モデル実証調査](#) (本募集要項 P.2～8 で詳説)
- II. [BOCM 実現可能性調査](#) (本募集要項 P.9～14 で詳説)
- III. [CDM 実現可能性調査](#) (本募集要項 P.15～19 で詳説)

それぞれの応募の詳細については、下記をご参照ください。

なお、[案件公募に関する説明会](#)を東京及び大阪で開催します。詳細は P.20～21 をご参照ください。

I. BOCM 事業・活動の MRV モデル実証調査

二国間オフセット・クレジット制度（BOCM）の下での実施が見込まれる事業・活動を想定して、実際に稼働している同種案件を対象として、その種の案件に適用可能な MRV 方法論案を考案した上で、実稼働案件に基づいたモニタリングを行い、モニタリング結果に基づき、考案した MRV 方法論案に沿って GHG 排出削減量を測定（Measurement）し、モニタリング結果を含め追跡可能な方法で報告（Report）にまとめ、その報告について第三者検証（Verification）を受けていただきます。この調査過程を通じて、当初考案の MRV 方法論案のクオリティー向上が求められます。また、モニタリング活動・測定・GHG 削減効果報告作成については、現地カウンターパートと共同で実施すること、並びに GHG 削減効果の第三者検証については、原則として現地検証機関により実施されることが求められます。

1. 応募資格

本 MRV モデル実証調査の応募者は、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する日本の団体（地方自治体を除く）であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力（ア．団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ．自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ．活動の本拠としての事務所を有すること）があることとします。

- (1) 民間企業
 - (2) 公益法人等（公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特例民法法人等）
 - (3) その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行することができると認められる団体
- なお、より質の高い調査成果を挙げるためには、複数団体による共同調査が効果的であると判断できる場合は、共同企業体（JV）が応募者となることを妨げません。

【JV による応募の場合の追加的応募資格】

- (a) 応募者である JV（設立予定のものも含む）が、採択後 GEC と契約締結する主体となることが保障されること。
- (b) 当該 JV が日本国内法に基づき、日本国内で設立されたものであること、あるいは本調査委託契約締結時までに設立されること。（契約時には、JV 設立協定書の提出が必要となります。）
- (c) 当該 JV の代表幹事を含むすべての構成員が日本の団体であり、上記の応募資格をすべて満たすこと。

2. 調査内容

日本政府が 2013 年以降の導入を提案している二国間オフセット・クレジット制度（BOCM）の下での実施が見込まれる事業・活動を想定して、原則として既に実稼働している同種案件に関して、GHG 排出削減効果を実測するための調査を行い、その成果として同種事業・活動に適用可能な MRV 方法論を作成していただきます（MRV 方法論の作成要領については、別添資料「MRV 方法論の作成に当たって」をご参照ください）。この MRV 方法論を通じて、当該事業・活動の GHG 削減効果の測定・報告・検証（MRV）が確保されることを想定しています。

実稼働条件下で事業・活動の GHG 削減効果の MRV を実施していただくため、以下のプロセスを想定しています。したがって、応募提案時に実証対象案件に適用する MRV 方法論案が添付されていることが望ましいと考えますが、実際の調査開始時までに考案される予定であるものでも応募可とします。

- 調査開始時までに、実証対象案件に適用する MRV 方法論案（以下「方法論 ver.1」という）を考案する。
 - ※ MRV 方法論の考案に当たっては、別添資料「MRV 方法論の作成に当たって」をご参照のうえ、同資料別紙 2 の MRV 方法論フォーマットに沿った形で作成するようにしてください。
- 調査開始後は、方法論 ver.1 に基づき、実稼働案件でのモニタリング活動を行い、GHG 排出削減効果の測定（GHG 排出量の定量化）を行う。（必要に応じて、方法論 ver.1 に修正を加えながら、実際の現地カウンターパート等によるモニタリング活動及び測定（計算）に利用できるものに改定していく。）
- 信頼性を確保しつつよりシンプルな方法となるよう、モニタリング項目数・モニタリング

頻度の最小化を念頭に置きつつ、ホスト国に適用可能なデフォルト値案の設定を行う。この際、デフォルト値案の作成に必要な調査内容を明確化すること（他国への適用の際の参考情報とするため）。

※ 信頼性の確保については、シンプルなモニタリング・測定を通して排出削減効果が過剰に見積もられない、という意味で、保守性を担保できていることという理解です。

- 中間報告段階（10月を予定）では、それまでの調査（現地でのモニタリング活動や測定の実施等を含む）結果を踏まえた、改訂版 MRV 方法論（以下「方法論 ver.2」という）を提出する。

→ この方法論 ver.2 は、中間評価のための委員会やタスクフォースのほか、ホスト国委員会等を通じてホスト国政府関係者、環境省の新メカニズム制度設計検討事業の受託者、環境省の新メカニズムの構築に係る途上国等人材育成支援委託業務の受託者等とも共有します。調査実施団体による以降の調査結果に基づいた質の向上に加え、それ以外の多方面での議論を含めて、より質の高いものとしていく予定です。

- 方法論 ver.2 については、委員会・タスクフォースからの中間評価結果及びホスト国政府関係者からのコメント等を踏まえ、継続的に改善するための調査を行う。
- 同時に、方法論 ver.2（又はその改善版）に基づき、モニタリング結果から導き出される GHG 排出削減効果（定量評価）を報告様式に取りまとめる。

※ 排出削減効果の報告様式については、環境省の新メカニズム制度設計検討事業の中で設定される様式（2012 年後半に公開予定）をご参照のうえ、そのフォーマットに沿った形で作成してください。

- 仮報告段階（1月を予定）までに、GHG 定量評価報告様式を第三者検証機関に提出し、検証を受け、仮報告書には検証結果（及び検証機関からの指摘等）を記載する。合わせて、それまでの調査結果を踏まえた、改訂版 MRV 方法論があれば添付する。

→ 中間報告時と同様に、検証結果及び改訂版 MRV 方法論は、最終評価のための委員会やタスクフォースのほか、ホスト国委員会等を通じてホスト国政府関係者、環境省の新メカニズム制度設計検討事業の受託者、環境省の新メカニズムの構築に係る途上国等人材育成支援委託業務の受託者等とも共有することがあります。

- 委員会・タスクフォースからの最終評価結果等を踏まえ、最終報告（調査完了）（3月4日を予定）までにさらに方法論改善についての調査を行い、最終報告書には、MRV 方法論最終版案を添付する。

MRV 方法論案の作成・改善に当たっては、以下の点に関する調査を行って得られた成果を踏まえるようにしてください。以下の点に関する調査の結果は、調査報告書に記載していただきます。なお、調査の過程においては、環境省の新メカニズム制度設計検討事業の受託者による技術的支援が行われる予定ですので、その際にはご協力していただきます。

- リファレンスシナリオの考え方
- MRV 方法論開発
 - 適格性基準の策定（適用条件のリスト化）
 - モニタリング方法（モニタリング項目・頻度等を含む）
 - デフォルト値設定（設定方法及び保守性担保の証明を含む）
 - リファレンス排出量の定量化方法
 - 事業・活動実施時排出量の定量化方法
 - 排出削減量の計算方法
- 排出削減量の報告方法
- 排出削減効果の第三者検証（検証機関からのフィードバックとそれへの対処策を含む）
- 環境十全性確保のための措置
- 持続可能な開発への貢献

なお、可能な限り対象案件の現地側実施主体又は現地側カウンターパートと、GHG 削減量の日本側取得可能割合についての調査（協議）も実施し、その配分案についての提案を最終報告書に記載してください。

原則として、BOCM 事業・活動に適用が想定される MRV 方法論案の検討等に関して、調査の

方向性、調査項目、調査実施方法等に対する調査支援を行う目的で、事務局が設置する「タスクフォース」（新メカニズムの国際交渉や調査対象分野の技術等に関する有識者・専門家で構成、実現可能性調査の進捗を支援する）の構成員が参加するタスクフォース会合で、随時報告するものとし、タスクフォース会合での議論・コメント・助言に基づいて調査を進めていただきます。（ただし、採択結果によっては、タスクフォース支援がなされない案件が出る可能性があります。）

募集する技術分野については、例えば下記を想定していますが、これらに限定される訳ではありません。ただし、REDD+を含む森林吸収源対策は募集対象外とします。

<技術分野例>

- 廃棄物管理（埋立処分場管理、廃棄物処理、リサイクル改善等）
- 排水管理（メタン回収、排水の適正処理等）
- バイオマス利用（未利用残渣・農業廃棄物の有効活用等）
- 大気汚染改善につながるエネルギー効率改善（ボイラ更新等）
- 交通管理（交通政策及び公共交通（鉄道・地下鉄・バス等）の整備等）

3. 採択要件

【考え方】

BOCM の制度設計の一部である BOCM 早期実施のための環境整備として、事業・活動に適用可能な MRV 方法論が開発されることが期待でき、その方法論の適用に係るケーススタディーとして実績が実証できる確度が高く、さらにホスト国の政策・ニーズと合致している案件を優先的に採択します。また、調査対象事業・活動の GHG 削減効果が CDM の下では実施が困難である等、CDM での事業・活動の促進を補完できる性質であることが示せることについても、配慮します。加えて、ローカルな環境汚染対策やホスト国の持続可能な開発への貢献度合いについても考慮します。

【具体的な採択要件】

以下の要件を満たすものを採択の対象とします。

- (a) ホスト国が気候変動枠組条約（UNFCCC）を批准していること
- (b) ホスト国において、原則として既に実際に稼働している案件についての調査であること（ただし、2012年9月末までに稼働開始する予定である案件でも可とすることがある）
- (c) ホスト国において、調査対象案件についてモニタリング活動を行う現地事業者等とすでに協議が行われていること
- (d) 事業実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれがないと考えられること

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- (i) 調査対象案件による GHG 削減効果について、適用可能な MRV 方法論案が既に考案されていること
- (ii) ホスト国において対策実施の優先分野等に合致するもの
- (iii) ホスト国の関連法制度・政策・戦略等と調査対象事業・活動との整合性が確認できるもの
- (iv) ホスト国におけるローカルな環境汚染対策や持続可能な開発の実現に寄与するもの
- (v) 日本の技術の移転の促進が期待できるもの
- (vi) ホスト国内及びホスト国外への高い波及効果が期待できるもの

4. 調査事業の流れ

(1) 提案書類提出

- ・ 指定の様式にしたがって提案書類を提出していただきます。
- ・ 提案書様式中の「調査内容」に記載いただく内容は、採択後の契約締結時に作成いただく実施計画書に反映することを想定していますので、その点に留意して作成してください。
- ・ 調査費積算書の作成に当たっては、モニタリングの実施や GHG 削減効果の測定・定量化等については、現地カウンターパート等と共同して行うことを前提として、外注先にその共同実施者への費用（見積額）を計上してください（当該共同実施者が JV 参加者

- である場合を除く)。
- また、調査費積算書には、GHG削減量の検証を行う第三者検証費用を、その第三者検証機関を外注先として費用(見積額)を計上してください。第三者検証であることから、当該検証機関がJV参加者であることは認められませんので、ご注意ください。
 - なお、ご提出いただいた提案書類はお返ししません。
- (2) 審査・採択案件の決定
- まず、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として提案書記載内容を踏まえた上で、ヒアリング方式で行います(提案書記載内容によっては事前書面審査で不合格となる場合もあります)。
 - ヒアリングは平成24年5月21日～6月1日の期間(期間中の土・日曜日も含む)で実施する予定です。各応募案件に対するヒアリングの実施日程は、事務局より通知いたします(ご希望の日程に沿えない場合がございます点、ご注意ください)。
 - 一次審査に当たっては、「1. 応募資格」及び「3. 採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。
 - 一次審査の結果に基づき、有識者・専門家で構成される「クレジットメカニズム支援委員会」(以下「委員会」という。)により最終採択審査が行われます(平成24年6月中旬を予定)。
 - 委員会での審議・審査結果を踏まえて、最終的に環境省が採択案件を決定します。
- (3) 採択・不採択結果の通知
- 採択・不採択の結果については、応募団体宛(提案書に記載のある住所)に封書で通知します(平成24年6月中旬を予定)。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び(公財)地球環境センター(GEC)から公表します。
 - 採択されることとなったJVについては、通知後速やかにJV設立協定書の写しを事務局に提出してください。一定期間内にJV設立が行われない場合は、採択取り消しとなる場合があります。
 - なお、採択/不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。
- (4) 見積書の提出
- 採択された案件については、指定期日(平成24年6月中～下旬を予定)までに、提案書記載の積算内訳に基づいた見積書を提出していただきます。
 - なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められます。提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。(委託業務事務処理規程(案)をお読みになり、調査費用の使途及び流用可能性等について確認されることをお勧めします。)
- (5) 契約の締結
- 見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、GECが調査実施団体と調査委託契約を締結し、調査開始となります。
 - 契約期間については、契約締結日(平成24年6月下旬を予定)から調査期間終了日(平成25年3月4日を予定)までとします。
 - 契約内容等詳細については、別途調査実施団体にお知らせします。
- (6) 調査の実施
- 契約締結後から調査を開始していただきます。契約仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、現地側と協力しながら調査及びMRV実証を実施していただきます。
 - 調査開始直後(原則1ヶ月以内)に第1回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。
 - 前述の第1回現地調査を含め、調査の中で現地調査を行う際には、出発前にその予定を事務局に通知することとし、現地調査終了後(帰国後)に現地調査報告書を提出していただきます。(様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。)この現地調査報告書は、事務局から環境省及びタスクフォースにも送付します(タスクフォース支援対象外の案件については、環境省にのみ送付)。
 - ホスト国政府(省庁)関係者にアプローチする場合(現地調査で訪問するアポを取るためのコンタクトも含まれます)は、事前に事務局の許可を得てください。
 - 現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局も同行させていただく場合がございます。

ます。また、場合によっては、環境省担当者やタスクフォース構成員も同行させていただく場合がございます。

- BOCM の構築には両国間での協議の進捗が重要であることに鑑み、ホスト国との協力関係構築を目的とした「ホスト国委員会」を事務局で設置する予定です（設置予定国は未定）。この「ホスト国委員会」の設置に向けて、調査実施団体には協力をお願いする場合がございます。その「ホスト国委員会」は、現地及び日本でそれぞれ1回程度開催する予定です。いずれの開催にもタスクフォース構成員が参加し、当該国で実施されている実現可能性調査の状況と調査内容等についても協議する場合がございます。また、そこに調査実施団体にも参加していただきたい場合には、事務局よりご案内を差し上げますので、ご協力お願いいたします。
- 調査実施団体には、その調査内容及び調査の進捗状況について、毎月調査月報を事務局に提出していただきます。（様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。）この調査月報は、事務局から環境省及びタスクフォースにも送付します（タスクフォース支援対象外の案件については、環境省にのみ送付）。
- タスクフォース支援対象案件については、タスクフォースの担当構成員、環境省担当官、当該調査実施団体、及び事務局が、調査内容・進捗状況の確認並びに以降の調査項目・方法等の共有理解の促進のために、「タスクフォース会合」（随時（3ヶ月に1回程度）東京にて開催を予定）に参加し、調査実施団体から調査状況の報告をしていただきます。
※ 調査状況の共有理解を促進するため、関係機関等がオブザーバーとして参加することもございます。
※ タスクフォース会合で調査実施団体から行われる調査の進捗状況及び結果は、タスクフォース会合での議論の結果も含め、委員会に報告されます。
- タスクフォース支援対象案件になるかどうかは、採択案件数や採択案件分野等を踏まえて、タスクフォース設置と合わせて判断することとしますので、案件採択時に別途お知らせさせていただきます。
- なお、MRV 方法論の開発に向けて、拡大タスクフォース合同会合を実施する可能性がございます。基本的には、中間報告書添付の方法論案について、複数の調査実施団体のものについて共有理解を醸成することを目的と考えるため、他の調査実施団体の参加もあり得ます。あるいは、公開方式で行う可能性もございます。（開催の有無も含め、詳細はあらためてお知らせいたします。）

(7) 報告書の提出

- 平成 24 年 10 月上旬に中間報告書（和文）（MRV 方法論案（英文及び和文要約）添付）を提出していただきます。
※ 中間報告書は第 2 回委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。
- ※ 中間報告書に関するタスクフォース会合での議論、及び第 2 回委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催します（平成 24 年 11 月上旬予定）。必ず出席してください。
- 平成 25 年 1 月中旬に仮報告書（詳細版と概要版（ともに和文））及び MRV 方法論案（英文及び和文要約、改善部分分かるように記載要）を提出していただきます。
- 平成 25 年 3 月 4 日（予定）の契約終了日までに最終成果物として、最終報告書（詳細版と概要版（ともに和文））、調査報告サマリー（英文）、及び MRV 方法論案（最終版）（英文及び和文要約）を提出していただきます。
- 調査内容・結果についての情報共有のための調査成果報告会（出席者は報告者のほか、環境省、事務局、その他関連機関のみ）を開催し、全調査実施団体に報告していただく予定です。開催時期は調査終了直前又は調査終了後を想定しています。
- 前項の「調査成果報告会」とは別に、温暖化対策シンポジウムを開催する予定です。調査結果の最新情報を広く普及させるとともに、MRV 方法論の紹介を通じて BOCM に関する事業・活動の開発促進することを目的としたもので、一般公開となります。報告いただく調査実施団体にはあらためて連絡させていただきます。
※ 調査成果報告会及び温暖化対策シンポジウムへの出席に係る旅費等は、開催時期が調査終了後となった場合は、GEC よりお支払い致します。
- 最終成果物は、内外の関係者・事業者等の参考に供するため、GEC のホームページ

(<http://gec.jp/jp>) で公表します。

(8) その他

- ・ 調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を7月又は8月頃に開催します。委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなります。このような事態を避けるために開催するものです。

5. 調査期間

契約締結日から平成25年3月4日を予定しています。

6. 調査費用

- ・ 調査費は、MRVモデル実証、調査実施、及び調査結果の取りまとめに必要な経費とします。
- ・ 原則として、調査費の上限額は1件当たり概ね8000万円(税抜)とします。
- ・ 調査費の契約金額は、積算金額及び案件内容に基づいて、調査実施団体と調整した上で最終的に決定します。
- ・ なお、調査費は原則として精算払いとなります。お支払い時期は、平成25年4月下旬頃(予定)となりますので、ご注意ください。

7. 応募方法

(1) 提案書類等の提出

- ・ 本応募要項、別添の「提案に当たっての留意事項」及び応募様式①-2 記入要領を参照の上、指定の様式にしたがって必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次の(i)～(vii)です。
 - (i) 提案書(応募様式①-1) 1団体当たり1部
 - (ii) 提案内容(応募様式①-2-1)
(概要、詳細とも) } まとめて30セット
 - (iii) 調査費積算内訳(応募様式①-2-2) } (両面コピー、左上端ホッチキス止め)
 - (iv) 提案団体の概要(応募様式①-3)
 - (v) 提案内容の英文概要(Form 1-EN) 1案件当たり1部
 - (vi) 団体の参考資料 1団体当たり1部
 - (vii) 電子媒体(上記(ii)(iii)(iv)(v)のみ) 1団体当たりCD-R1枚に収納
 - ・ 応募書類は、(v)を除き、すべて日本語で記入してください。
 - ・ MRV方法論案を応募書類に添付する場合は、日英どちらで作成しても構いません。別添資料「MRV方法論の作成に当たって」の別紙2のフォーマットにしたがって作成してください。
 - ・ 応募様式は、(公財)地球環境センター(GEC)のホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入してください。
 - ・ 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入してください。
 - ・ 応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。(電子メールの件名は「調査応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。) 複数の案件を応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いて構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確にわかるようにしてください。) 応募書類受付後、そのメールに返信します。
- ※ 「I. MRVモデル実証調査」、「II. BOCM実現可能性調査」、及び「III. CDM/JI実現可能性調査」の区分の複数に提案される場合も、電子メールでの連絡は一回で構いませんが、調査案件がI、II、IIIいずれに該当するものであるか分かるように記載してください。
- ・ 応募書類送付通知の電子メールには、ヒアリング希望日時を記入いただいても構いません。提案書(現物)が到着した順に希望日時を優先的に考慮させていただきますが、必ずしもご希望に沿えることを確約することはできませんので、ご承知おきください。

(2) 受付期間

- ・ 提案書類の受付期間は以下のとおりです。

平成 24 年 4 月 12 日（木）～平成 24 年 5 月 17 日（木）午後 3 時（必着）

- ・ 受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意ください（期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等をご利用される方は注意してください）。

(3) 提出方法

- ・ 必要となる応募書類を揃えた上で、受付期間内に必ず本件窓口あて提出してください。
- ・ ファックス及び電子メール（インターネット）での提案書の提出は受け付けません。
- ・ 提案書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認した上で提出してください。
- ・ 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

(4) 質問等

- ・ 本公募に関する疑問・質問については、平成 24 年 4 月 24 日（火）午後 5 時までに、電子メールで本件窓口あてに問い合わせてください。（電子メールの件名は「質問：H24 MRV モデル実証調査」としてください。）
- ・ 回答については、平成 24 年 4 月 25 日（水）中に、（公財）地球環境センター（GEC）のホームページ上で行います。

(5) その他

- ・ 提案書類等は、採択審査のために環境省及び委員会委員にも送付します。
- ・ 提案書類等は、採択審査の一環で行われる技術的検討のために、技術専門家ヒアリングに利用する場合があります。
- ・ 提案書類等の（v）は、採択に当たってホスト国政府との情報共有に利用する場合があります。
- ・ 提出された書類及び CD-ROM 等については返却しません。
- ・ 不採用となった団体の提案書類の内容は、一切公表しません。

8. 調査終了後について

- ・ 調査結果（最終報告書等）は、BOCM にかかる知見の普及と理解の共有を目的として、インターネット等により広く公開することを前提としています。
- ・ 国際交渉へのインプットを目的として、調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的とした資料の作成について、協力をお願いする場合がございます。
- ・ 事業・活動の実現に向けての進捗状況等について、新メカニズムの国際交渉の動向を踏まえて、随時 GEC 又は環境省よりフォローアップ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

本件窓口

公益財団法人地球環境センター（GEC）
事業部 気候変動対策課（高尾、元田、坂内）
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL：06-6915-4122 FAX：06-6915-0181
Eメール：cdm-fs@gec.jp URL：<http://gec.jp/jp/>

II. BOCM 実現可能性調査

二国間オフセット・クレジット制度 (BOCM) の下での実施が見込まれる事業・活動を対象として、当該事業・活動に適用可能な MRV 方法論を開発すること、及びそのプロセスで得られる知見・経験を集積することを目的として、BOCM 事業・活動の実現可能性調査を実施します。

1. 応募資格

本 BOCM 実現可能性調査の応募者は、以下の (1) ~ (3) のいずれかに該当する日本の団体 (地方自治体を除く) であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力 (ア. 団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ. 自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ. 活動の本拠としての事務所を有すること) があることとします。

(1) 民間企業

(2) 公益法人等 (公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特例民法法人等)

(3) その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行ことができると認められる団体

なお、より質の高い調査成果を挙げるためには、複数団体による共同調査が効果的であると判断できる場合は、共同企業体 (JV) が応募者となることを妨げません。

【JV による応募の場合の追加的応募資格】

- (a) 応募者である JV (設立予定のものも含む) が、採択後 GEC と契約締結する主体となること保障されること。
- (b) 当該 JV が日本国内法に基づき、日本国内で設立されたものであること、あるいは本調査委託契約締結時までに設立されること。(契約時には、JV 設立協定書の提出が必要となります。)
- (c) 当該 JV の代表幹事を含むすべての構成員が日本の団体であり、上記の応募資格をすべて満たすこと。

2. 調査内容

日本政府が 2013 年以降の導入を提案している二国間オフセット・クレジット制度 (BOCM) の下での実施が見込まれる具体的な事業・活動を想定して、リファレンスシナリオの設定方法、モニタリング方法、リファレンス排出量及び事業・活動実施による排出量及びそれに基づく排出削減量の定量化方法等について調査を行い、当該 BOCM 事業・活動 (及び同種事業・活動) に適用可能な MRV 方法論を作成していただきます (MRV 方法論の作成要領については、別添資料「MRV 方法論の作成に当たって」をご参照ください)。この MRV 方法論を通じて、当該事業・活動の GHG 削減効果の測定・報告・検証 (MRV) が確保されることを想定しています。

したがって、調査の実施に当たっては、二国間協定締結のためのホスト国側における能力開発、ホスト国側とのネットワーク構築、他国へのアピール等を念頭に置きつつ、以下の事項の調査を通じて、将来のクレジット化 (又はオフセット化) に資する事業・活動の実現可能性調査を、ホスト国における検討内容等も考慮して進めていただき、その調査結果を取りまとめた調査報告書を完成するとともに、当該 BOCM 事業・活動に適用可能かつ現地において実施可能な MRV 方法論案を作成していただきます。なお、調査の過程においては、環境省の新メカニズム制度設計検討事業の受託者による技術的支援が行われる予定ですので、その際にはご協力していただきます。

- リファレンスシナリオの考え方
- MRV 方法論開発
 - 適格性基準の策定 (適用条件のリスト化)
 - モニタリング方法 (モニタリング項目・頻度等を含む)
 - デフォルト値設定 (設定方法及び保守性担保の証明を含む)
 - リファレンス排出量の定量化方法
 - 事業・活動実施時排出量の定量化方法
 - 排出削減量の計算方法
- 排出削減量の報告方法
- 排出削減効果の第三者検証受審方法 (検証対象項目の明確化を含む)
- 環境十全性確保のための措置

- 持続可能な開発への貢献

原則として、BOCM 事業・活動に適用が想定される MRV 方法論案の検討等に関して、調査の方向性、調査項目、調査実施方法等に対する調査支援を行う目的で、事務局が設置する「タスクフォース」（新メカニズムの国際交渉や調査対象分野の技術等に関する有識者・専門家で構成、実現可能性調査の進捗を支援する）の構成員が参加するタスクフォース会合で、随時報告するものとし、タスクフォース会合での議論・コメント・助言に基づいて調査を進めていただきます。（ただし、採択結果によっては、タスクフォース支援がなされない案件が出る可能性があります。）

募集する技術分野については、例えば下記を想定していますが、これらに限定される訳ではありません。

<技術分野例>

- 廃棄物管理（埋立処分場管理、廃棄物処理、リサイクル改善等）
- 排水管理（メタン回収、排水の適正処理等）
- バイオマス利用（未利用残渣・農業廃棄物の有効活用等）
- 大気汚染改善につながるエネルギー効率改善（ボイラ更新等）
- 交通管理（交通政策及び公共交通（鉄道・地下鉄・バス等）の整備等）
- 開発途上国に適した気候変動緩和行動（NAMA）（環境対策のための政策・措置の実施等）
- 森林管理・土地利用変化対策（REDD+等）

3. 採択要件

【考え方】

BOCM の制度設計の一部である BOCM 早期実施のための環境整備として、事業・活動に適用可能な MRV 方法論が開発されるとともに、その方法論の適用に係るケーススタディーとして知見の集積が期待でき、さらにホスト国の政策・ニーズと合致している案件を採択対象とします。その中でも、実際に稼働が確定している（既に投資が決定している）事業・活動を優先的に採択し、将来的に BOCM の下での事業化が見込まれることを期待します。また、調査対象事業・活動の GHG 削減効果が CDM の下では実施が困難である等、CDM での事業・活動の促進を補完できる性質であることが示せることについても、配慮します。加えて、ローカルな環境汚染対策やホスト国の持続可能な開発への貢献度合いについても考慮します。

【具体的な採択要件】

以下の要件を満たすものを採択の対象とします。

- (a) ホスト国が気候変動枠組条約（UNFCCC）を批准していること
- (b) ホスト国において、現地カウンターパート（政府、団体、企業等）が存在していること
- (c) 調査対象案件による GHG 削減効果について、適用可能な MRV 方法論案の作成が期待できること
- (d) 事業実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれがないと考えられること

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- (i) ホスト国の関連法制度・政策・戦略等と調査対象事業・活動との整合性が確認できるもの
- (ii) 既に投資が決定しているもの
- (iii) MRV 方法論案が提案時に考案されているもの
- (iv) ホスト国におけるローカルな環境汚染対策や持続可能な開発の実現に寄与するもの
- (v) 日本の技術の移転の促進が期待できるもの
- (vi) ホスト国における基礎調査が既に実施済みであり、その調査結果が良好なもの
- (vii) ホスト国内及びホスト国外への高い波及効果が期待できるもの

4. 調査事業の流れ

(1) 提案書類提出

- ・ 指定の様式にしたがって提案書類を提出していただきます。
- ・ 提案書様式中の「調査内容」に記載いただく内容は、採択後の契約締結時に作成いただ

く実施計画書に反映することを想定していますので、その点に留意して作成してください。

・ なお、ご提出いただいた提案書類はお返ししません。

(2) 審査・採択案件の決定

- ・ まず、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として提案書記載内容を踏まえた上で、ヒアリング方式で行います（提案書記載内容によっては事前書面審査で不合格となる場合もあります）。
- ・ ヒアリングは平成24年5月21日～6月1日の期間（期間中の土・日曜日も含む）で実施する予定です。各応募案件に対するヒアリングの実施日程は、事務局より通知いたします（ご希望の日程に沿えない場合がございます点、ご注意ください）。
- ・ 一次審査に当たっては、「1. 応募資格」及び「3. 採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。
- ・ 一次審査の結果に基づき、有識者・専門家で構成される「クレジットメカニズム支援委員会」（以下「委員会」という。）により最終採択審査が行われます（平成24年6月中旬を予定）。
- ・ 委員会での審議・審査結果を踏まえて、最終的に環境省が採択案件を決定します。

(3) 採択・不採択結果の通知

- ・ 採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に封書で通知します（平成24年6月中旬を予定）。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び（公財）地球環境センター（GEC）から公表します。
- ・ 採択されることとなったJVについては、通知後速やかにJV設立協定書の写しを事務局に提出してください。一定期間内にJV設立が行われない場合は、採択取り消しとなる場合があります。
- ・ なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。

(4) 見積書の提出

- ・ 採択された案件については、指定期日（平成24年6月中～下旬を予定）までに、提案書記載の積算内訳に基づいた見積書を提出していただきます。
- ・ なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められます。提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。（委託業務事務処理規程（案）をお読みにになり、調査費用の使途及び流用可能性等について確認されることをお勧めします。）

(5) 契約の締結

- ・ 見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、GECが調査実施団体と調査委託契約を締結し、調査開始となります。
- ・ 契約期間については、契約締結日（平成24年6月下旬を予定）から調査期間終了日（平成25年3月4日を予定）までとします。
- ・ 契約内容等詳細については、別途調査実施団体にお知らせします。

(6) 調査の実施

- ・ 契約締結後から調査を開始していただきます。契約仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、調査を実施していただきます。
- ・ 調査開始直後（原則1ヶ月以内）に第1回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。
- ・ 前述の第1回現地調査を含め、調査の中で現地調査を行う際には、出発前にその予定を事務局に通知することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。）この現地調査報告書は、事務局から環境省及びタスクフォースにも送付します（タスクフォース支援対象外の案件については、環境省にのみ送付）。
- ・ ホスト国政府（省庁）関係者にアプローチする場合（現地調査で訪問するアポを取るためのコンタクトも含みます）は、事前に事務局の許可を得てください。
- ・ 現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局も同行させていただく場合がございます。また、場合によっては、環境省担当者やタスクフォース構成員も同行させていただく場合がございます。
- ・ BOCM の構築には両国間での協議の進捗が重要であることに鑑み、ホスト国との協力

関係構築を目的とした「ホスト国委員会」を事務局で設置する予定です（設置予定国は未定）。この「ホスト国委員会」の設置に向けて、調査実施団体には協力をお願いする場合がございます。その「ホスト国委員会」は、現地及び日本でそれぞれ1回程度開催する予定です。いずれの開催にもタスクフォース構成員が参加し、当該国で実施されている実現可能性調査の状況と調査内容等についても協議する場合がございます。また、そこに調査実施団体にも参加していただきたい場合には、事務局よりご案内を差し上げる予定です。

- ・ 調査実施団体には、その調査内容及び調査の進捗状況について、毎月調査月報を事務局に提出していただきます。（様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。）この調査月報は、事務局から環境省及びタスクフォースにも送付します（タスクフォース支援対象外の案件については、環境省にのみ送付）。
- ・ タスクフォース支援対象案件については、タスクフォースの担当構成員、環境省担当官、当該調査実施団体、及び事務局が、調査内容・進捗状況の確認並びに以降の調査項目・方法等の共有理解の促進のために、「タスクフォース会合」（随時（3ヶ月に1回程度）東京にて開催を予定）に参加し、調査実施団体から調査状況の報告をしていただきます。
※ 調査状況の共有理解を促進するため、関係機関等がオブザーバーとして参加することもございます。
※ タスクフォース会合で調査実施団体から行われる調査の進捗状況及び結果は、タスクフォース会合での議論の結果も含め、委員会に報告されます。
- ・ タスクフォース支援対象案件になるかどうかは、採択案件数や採択案件分野等を踏まえて、タスクフォース設置と合わせて判断することとしますので、案件採択時に別途お知らせさせていただきます。
- ・ なお、MRV 方法論の開発に向けて、拡大タスクフォース合同会合を実施する可能性がございます。基本的には、中間報告書添付の方法論案について、複数の調査実施団体のものについて共有理解を醸成することを目的と考えるため、他の調査実施団体の参加もあり得ます。あるいは、公開方式で行う可能性もございます。（開催の有無も含め、詳細はあらためてお知らせいたします。）

(7) 報告書の提出

- ・ 平成 24 年 10 月上旬に中間報告書（和文）（MRV 方法論案（英文及び和文要約）添付）を提出していただきます。
※ 中間報告書は第 2 回委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。
- ※ 中間報告書に関するタスクフォース会合での議論、及び第 2 回委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催します（平成 24 年 11 月上旬予定）。必ず出席してください。
- ・ 平成 25 年 1 月中旬に仮報告書（詳細版と概要版（ともに和文））及び MRV 方法論案（英文及び和文要約、改善部分分かるように記載要）を提出していただきます。
- ・ 平成 25 年 3 月 4 日（予定）の契約終了日までに最終成果物として、最終報告書（詳細版と概要版（ともに和文））、調査報告サマリー（英文）、及び MRV 方法論案（最終版）（英文及び和文要約）を提出していただきます。
- ・ 調査内容・結果についての情報共有のための調査成果報告会（出席者は報告者のほか、環境省、事務局、その他関連機関のみ）を開催し、全調査実施団体に報告していただく予定です。開催時期は調査終了直前又は調査終了後を想定しています。
- ・ 前項の「調査成果報告会」とは別に、温暖化対策シンポジウムを開催する予定です。調査結果の最新情報を広く普及させるとともに、MRV 方法論の紹介を通じて BOCM に関する事業・活動の開発促進することを目的としたもので、一般公開となります。報告いただく調査実施団体にはあらためて連絡させていただきます。
※ 調査成果報告会及び温暖化対策シンポジウムへの出席に係る旅費等は、開催時期が調査終了後となった場合は、GEC よりお支払い致します。
- ・ 最終成果物は、内外の関係者・事業者等の参考に供するため、GEC のホームページ（<http://gec.jp/jp>）で公表します。

(8) その他

- ・ 調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただ

くために、事務処理説明会を7月又は8月頃に開催します。委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなります。このような事態を避けるために開催するものです。

5. 調査期間

契約締結日から平成25年3月4日を予定しています。

6. 調査費用

- ・ 調査費は、調査実施、及び調査結果の取りまとめに必要とされる経費とします。
- ・ 原則として、調査費の上限額は、エネルギー起源 CO2 対象案件については1件当たり概ね5000万円（税抜）、非エネルギー起源 CO2 対象案件については1件当たり概ね3000万円（税抜）とします。
- ・ 調査費の契約金額は、積算金額及び案件内容に基づいて、調査実施団体と調整した上で最終的に決定します。
- ・ なお、調査費は原則として精算払いとなります。お支払い時期は、平成25年4月下旬頃（予定）となりますので、ご注意ください。

7. 応募方法

(1) 提案書類の提出

- ・ 本応募要項、別添の「提案に当たっての留意事項」及び応募様式②-2 記入要領を参照の上、指定の様式にしたがって必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次の(i)～(vii)です。
 - (i) 提案書（応募様式②-1）・・・・・・・・・・ 1団体当たり1部
 - (ii) 提案内容（応募様式②-2-1）
（概要、詳細とも）
 - (iii) 調査費積算内訳（応募様式②-2-2）
 - (iv) 提案団体の概要（応募様式②-3） } まとめて30セット
(両面コピー、左上端ホッチキス止め)
 - (v) 提案内容の英文概要（Form 2-EN） 1案件当たり1部
 - (vi) 団体の参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1団体当たり1部
 - (vii) 電子媒体（上記(ii)(iii)(iv)(v)のみ） 1団体当たりCD-R1枚に収納
- ・ 応募書類は、(v)を除き、すべて日本語で記入してください。
 - ・ MRV 方法論案を応募書類に添付する場合は、日英どちらで作成しても構いません。別添の方法論サンプルのフォーマットにしたがって作成してください。
 - ・ 応募様式は、(公財)地球環境センター(GEC)のホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入してください。
 - ・ 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入してください。
 - ・ 応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。（電子メールの件名は「調査応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。）複数の案件を応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いて構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確にわかるようにしてください。応募書類受付後、そのメールに返信します。
- ※ 「I. MRV モデル実証調査」、「II. BOCM 実現可能性調査」、及び「III. CDM/JI 実現可能性調査」の区分の複数に提案される場合も、電子メールでの連絡は一回で構いませんが、調査案件がI、II、IIIいずれに該当するものであるか分かるように記載してください。
- ・ 応募書類送付通知の電子メールには、ヒアリング希望日時を記入いただいても構いません。提案書（現物）が到着した順に希望日時を優先的に考慮させていただきますが、必ずしもご希望に沿えることを確約することはできませんので、ご承知おきください。

(2) 受付期間

- ・ 提案書類の受付期間は以下のとおりです。

平成24年4月12日（木）～平成24年5月17日（木）午後3時（必着）
- ・ 受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意ください（期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等をご利用される方は注意してください）。

(3) 提出方法

- ・ 必要となる応募書類を揃えた上で、受付期間内に必ず本件窓口あて提出してください。
- ・ ファックス及び電子メール（インターネット）での提案書の提出は受け付けません。
- ・ 提案書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認した上で提出してください。
- ・ 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

(4) 質問等

- ・ 本公募に関する疑問・質問については、平成24年4月24日（火）午後5時までに、電子メールで本件窓口あてに問い合わせてください。（電子メールの件名は「質問：H24 BOCM 実現可能性調査」としてください。）
- ・ 回答については、平成24年4月25日（水）中に、（公財）地球環境センター（GEC）のホームページ上で行います。

(5) その他

- ・ 提案書類等は、採択審査のために環境省及び委員会委員にも送付します。
- ・ 提案書類等は、採択審査の一環で行われる技術的検討のために、技術専門家ヒアリングに利用する場合があります。
- ・ 提案書類等の（v）は、採択に当たってホスト国政府との情報共有に利用する場合があります。
- ・ 提出された書類及びCD-ROM等については返却しません。
- ・ 不採用となった団体の提案書類の内容は、一切公表しません。

8. 調査終了後について

- ・ 調査結果（最終報告書等）は、BOCMにかかる知見の普及と理解の共有を目的として、インターネット等により広く公開することを前提としています。
- ・ 国際交渉へのインプットを目的として、調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的とした資料の作成について、協力をお願いする場合がございます。
- ・ 事業・活動の実現に向けての進捗状況等について、新メカニズムの国際交渉の動向を踏まえて、随時 GEC 又は環境省よりフォローアップ調査を行いますので、御協力をお願いします。

本件窓口

公益財団法人地球環境センター（GEC）
事業部 気候変動対策課（高尾、元田、坂内）
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL：06-6915-4122 FAX：06-6915-0181
Eメール：cdm-fs@gec.jp URL：<http://gec.jp/jp/>

III. CDM 実現可能性調査

京都議定書に規定されている CDM プロジェクトの実現可能性調査が対象となります（ただし、募集対象となるのは、下記 2 に示す調査区分に該当する案件に限ります）。

1. 応募資格

本 CDM 実現可能性調査の応募者は、以下の (1) ~ (3) のいずれかに該当する日本の団体（地方自治体を除く）であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力（ア．団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ．自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ．活動の本拠としての事務所を有すること）があることとします。

- (1) 民間企業
- (2) 公益法人等（公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特例民法法人等）
- (3) その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行することができると認められる団体

2. 調査内容

CDM 制度の抱える課題の解決に資すること、並びに 2013 年以降の次期枠組みの下での制度的改善に寄与することを目的とした、CDM プロジェクトの実現可能性について調査をしていただきます。下記「応募区分」に従い、調査報告書並びにプロジェクト設計書（PDD）（PoA-DD 及び CPA-DD を含む）等を完成していただきます。

応募に当たっては、以下 3 区分のいずれかに応募してください（区分が重複する場合でも、いずれかの区分を選んで応募してください）。（植林プロジェクト（A/R CDM）は今回募集の対象といたしませんので、ご留意ください。）

なお、(ウ) の区分についてのみ、必要性が認められる場合は調査費を利用した有効化審査の実施を可とします（プレバリデーション不可。PDD の UNFCCC CDM ウェブサイトへの PDD の公開（パブリックコメント受付）を行い、デスクレビュー完了までを必須とする）。有効化審査は指定運営組織（DOE）への外注という形で実施していただくこととなりますので、外注業務成果物となるもの（例えば、Draft Validation Report、又はデスクレビュー結果書類）を入手していただく必要がございます。また、外注業務成果物の作成までに要した費用の外注先（DOE）への支払を、調査期間中に完了しておいていただく必要がございます（当該外注費用の証憑（金額が証明できる証憑も含む）も必要となります）。

【調査区分】

(ア) 標準化ベースラインの開発を行う案件

- ・ CDM の適格性のある案件で、調査期間内にホスト国（群）に適用可能な標準化ベースラインを開発し、ホスト国指定国家機関（DNA）を通じて CDM 理事会に提案する、あるいはホスト国 DNA に提出する予定である案件。
 - ・ 当該標準化ベースラインの適用範囲が大きいと考えられる案件。
- ⇒ 実現可能性調査の結果を報告書にまとめるとともに、標準化ベースラインの内容（案）と当該標準化ベースラインを適用した CDM プロジェクトの PDD（PoA の場合は PoA-DD、Generic CPA-DD、及び Completed CPA-DD）（有効化審査を目指したレベルのもの）を作成する。（当該標準化ベースラインが CDM 理事会で承認された後、速やかに有効化審査を受審できることが求められる。）
- 可能であれば、当該標準化ベースライン構築に利用したデータセットも、調査成果物として提供していただきたい。

(イ) CDM 方法論の新規開発を行う案件

- ・ CDM の適格性のある案件で、調査期間内に新方法論提案を国連に申請する予定である案件。
 - ・ 新方法論承認により、CDM プロジェクトの開発・実施の広がりや効率化が期待される案件。
- ⇒ 実現可能性調査の結果を報告書にまとめるとともに、方法論申請内容と当該方法論に基づいた PDD（PoA の場合は PoA-DD、Generic CPA-DD、及び Completed CPA-DD）（有効

化審査を目指したレベルのもの)を作成する。(提案方法論の承認後、速やかに有効化審査を受審できることが求められる。)

(ウ) CDM プロジェクトの地理的不均衡是正に寄与する案件

- ・ CDM の適格性のある案件で、CDM プロジェクトの登録件数が 10 件未満の国をホスト国とする案件。
- ・ 当該ホスト国において CDM プロジェクトの開発・登録が進まない理由についての調査を同時に行う案件。
- ・ 原則として承認済み方法論等を適用する案件を対象とします。
- ・ 特に、後発開発途上国 (LDC)、又は小島嶼開発途上国 (SIDS) における案件は、優先的に考慮します。

⇒ 精度の高い実現可能性調査の結果を報告書にまとめるとともに、速やかに有効化審査を受審し、合格できるレベルの CDM プロジェクトの PDD (PoA の場合は PoA-DD、Generic CPA-DD、及び Completed CPA-DD) を作成する。

3. 採択要件

【考え方】

上記「2. 調査内容」の【調査区分】にしたがい、調査内容とそれに基づく調査成果が期待され、同時に調査対象プロジェクトを実施できる可能性が大きいと判断される案件であり、また将来的に普及が見込まれる方法論や標準化ベースラインなどを対象としている案件を優先的に採択します。加えて、ローカルな環境汚染対策やホスト国の持続可能な開発への貢献度合いについても考慮します。

【具体的な採択要件】

以下の要件を満たすものを採択の対象とします。

- (a) CDM プロジェクトとして実現可能性があること (ホスト国が京都議定書を批准していることも含みます)
- (b) 有効化審査を目指した PDD (PoA-DD・CPA-DD 含む) の作成が視野に入っていること
- (c) ホスト国において、現地カウンターパート (政府、団体、企業等) が存在していること
- (d) プロジェクトで採用する技術が実用化されていること
- (e) 事業実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれがないと考えられること
- (f) ((ア) 区分のみ) 調査成果物としての新方法論の作成が視野に入っていること
- (g) ((イ) 区分のみ) 調査成果物としての標準化ベースライン案の作成が視野に入っていること

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- (i) 次のように公的支援の必要性が高いと認められるもの
 - ・ 方法論・標準化ベースラインの開発等による将来的な制度発展に寄与する度合いが高いもの
 - ・ LDC や SIDS で CDM プロジェクトの実施が期待されるもの
 - ・ CDM プロジェクトの地理的不均衡是正に資するもの
 - ・ ローカルな環境汚染対策効果がホスト国の政策・ニーズに合致しているもの
 - ・ ホスト国の持続可能な開発に貢献するもの
 - ・ 当該プロジェクト以外への高い波及効果が期待できるもの
 - ・ 日本の技術移転が図られるもの
 - ・ CDM 事業への新規参画を目指す意欲が見られるもの
- (ii) 次のように CDM プロジェクトの実現可能性が客観的に高いと認められるもの
 - ・ ホスト国において既に基礎調査を実施済みで、その調査結果が良好なもの
 - ・ ベースライン設定及びモニタリング計画 (方法論の適用含む) に関して具体的な検討がされているもの
 - ・ クレジットの獲得を前提とすれば事業の経済性が成り立つことが期待されるもの
 - ・ プロジェクト実施体制・資金計画等が具体的に整っているもの
- (iii) 排出削減量の算定根拠、クレジットの想定価格が妥当であるもの

4. 調査事業の流れ

(1) 提案書類提出

- ・ 指定の様式にしたがって提案書類を提出していただきます。
- ・ 提案書様式中の「調査内容」に記載いただく内容は、採択後の契約締結時に作成いただく実施計画書に反映することを想定していますので、その点に留意して作成してください。
- ・ なお、ご提出いただいた提案書類はお返ししません。

(2) 審査・採択案件の決定

- ・ まず、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として提案書記載内容を踏まえた上で、ヒアリング方式で行います（提案書記載内容によっては事前書面審査で不合格となる場合もあります）。
- ・ ヒアリングは平成 24 年 5 月 21 日～6 月 1 日の期間（期間中の土・日曜日も含む）で実施する予定です。各応募案件に対するヒアリングの実施日程は、事務局より通知いたします（ご希望の日程に沿えない場合がございます点、ご注意ください）。
- ・ 一次審査に当たっては、「1. 応募資格」及び「3. 採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。
- ・ 一次審査の結果に基づき、有識者・専門家で構成される「クレジットメカニズム支援委員会」（以下「委員会」という。）により最終採択審査が行われます（平成 24 年 6 月中旬を予定）。
- ・ 委員会での審議・審査結果を踏まえて、最終的に環境省が採択案件を決定します。

(3) 採択・不採択結果の通知

- ・ 採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に封書で通知します（平成 24 年 6 月中旬を予定）。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び（公財）地球環境センター（GEC）から公表します。
- ・ なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。

(4) 見積書の提出

- ・ 採択された案件については、指定期日（平成 24 年 6 月中～下旬を予定）までに、提案書記載の積算内訳に基づいた見積書を提出していただきます。
- ・ なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められます。提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。（委託業務事務処理規程（案）をお読みになり、調査費用の使途及び流用可能性等について確認されることをお勧めします。）

(5) 契約の締結

- ・ 見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、GEC が調査実施団体と調査委託契約を締結し、調査開始となります。
- ・ 契約期間については、契約締結日（平成 24 年 6 月下旬を予定）から調査期間終了日（平成 25 年 3 月 4 日を予定）までとします。
- ・ 契約内容等詳細については、別途調査実施団体にお知らせします。

(6) 調査の実施

- ・ 契約締結後から調査を開始していただきます。契約仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、調査を実施していただきます。
- ・ 調査開始直後（原則 1 ヶ月以内）に第 1 回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。
- ・ 前述の第 1 回現地調査を含め、調査の中で現地調査を行う際には、出発前にその予定を事務局に通知することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。）
- ・ 現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局も同行させていただく場合がございます。また、場合によっては、環境省担当者も同行させていただく場合がございます。
- ・ 調査実施団体には、その調査内容及び調査の進捗状況について、毎月調査月報を事務局に提出していただきます。（様式及び提出期限については、別途お知らせいたします。）

(7) 報告書の提出

- ・ 平成 24 年 10 月上旬に中間報告書（和文）を提出していただきます。

※ 中間報告書は第2回委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。

※ 中間報告書に関する第2回委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催します（平成24年11月上旬予定）。必ず出席してください。

- ・ 平成25年1月中旬に仮報告書（詳細版と概要版（ともに和文））を提出していただきます。（調査において作成した、PDD・標準化ベースライン・新方法論の提出時点のドラフトも添付することが望ましい。）
- ・ 平成25年3月4日（予定）の契約終了日までに最終成果物として、最終報告書（詳細版と概要版（ともに和文））、調査報告サマリー（英文）、及びPDD（英文）（加えて、（ア）案件は標準化ベースライン（英文）、（イ）案件は新方法論（英文））を提出していただきます。
- ・ 調査内容・結果についての情報共有のための調査成果報告会（出席者は報告者のほか、環境省、事務局、その他関連機関のみ）を開催し、全調査実施団体に報告していただく予定です。開催時期は調査終了直前又は調査終了後を想定しています。
- ・ 最終成果物は、内外の関係者・事業者等の参考に供するため、GECのホームページ（<http://gec.jp/jp>）で公表します。

(8) その他

- ・ 調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を7月又は8月頃に開催します。委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなります。このような事態を避けるために開催するものです。

5. 調査期間

契約締結日から平成25年3月4日を予定しています。

6. 調査費用

- ・ 調査費は、調査実施、及び調査結果の取りまとめに必要なとされる経費とします。
- ・ 原則として、調査費の上限額は、1件当たり概ね1500万円（税抜）とします。
- ・ 調査費の契約金額は、積算金額及び案件内容に基づいて、調査実施団体と調整した上で最終的に決定します。
- ・ なお、調査費は原則として精算払いとなります。お支払い時期は、平成25年4月下旬頃（予定）となりますので、ご注意ください。

7. 応募方法

(1) 提案書類の提出

- ・ 本応募要項、別添の「提案に当たっての留意事項」及び応募様式③-2 記入要領を参照の上、指定の様式にしたがって必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次の(i)～(vi)です。
 - (i) 提案書（応募様式③-1）…………… 1団体当たり1部
 - (ii) 提案内容（応募様式③-2-1）
（概要、詳細、別紙1～2とも）
 - (iii) 調査費積算内訳（応募様式③-2-2）
 - (iv) 提案団体の概要（応募様式③-3） } まとめて30セット
(両面コピー、左上端ホッチキス止め)
 - (v) 団体の参考資料…………… 1団体当たり1部
 - (vi) 電子媒体（上記(ii)(iii)(iv)のみ） 1団体当たりCD-R1枚に収納
- ・ 応募書類はすべて日本語で記入してください。
 - ・ 応募様式は、（公財）地球環境センター（GEC）のホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入してください。
 - ・ 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入してください。
 - ・ 応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。（電子メールの件名は「調査応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。）複数の案件を応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いて構いませんが、それぞれの案件の調査名等が

明確にわかるようにしてください。) 応募書類受付後、そのメールに返信します。

- ※ 「I. MRV モデル実証調査」、「II. BOCM 実現可能性調査」、及び「III. CDM/JI 実現可能性調査」の区分の複数に提案される場合も、電子メールでの連絡は一回で構いませんが、調査案件が I、II、III いずれに該当するものであるか分かるように記載してください。
- ・ 応募書類送付通知の電子メールには、ヒアリング希望日時を記入いただいても構いません。 提案書（現物）が到着した順に希望日時を優先的に考慮させていただきますが、必ずしもご希望に沿えることを確約することはできませんので、ご承知おきください。

(2) 受付期間

- ・ 提案書類の受付期間は以下のとおりです。

平成 24 年 4 月 12 日（木）～平成 24 年 5 月 17 日（木）午後 3 時（必着）

- ・ 受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意ください（期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等をご利用される方は注意してください）。

(3) 提出方法

- ・ 必要となる応募書類を揃えた上で、受付期間内に必ず本件窓口にて提出してください。
- ・ ファックス及び電子メール（インターネット）での提案書の提出は受け付けません。
- ・ 提案書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認した上で提出してください。
- ・ 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

(4) 質問等

- ・ 本公募に関する疑問・質問については、平成 24 年 4 月 24 日（火）午後 5 時までに、電子メールで本件窓口にて問い合わせてください。（電子メールの件名は「質問：H24 CDM 実現可能性調査」としてください。）
- ・ 回答については、平成 24 年 4 月 25 日（水）中に、（公財）地球環境センター（GEC）のホームページ上で行います。

(5) その他

- ・ 提案書類等は、採択審査のために環境省及び委員会委員にも送付します。
- ・ 提案書類等は、採択審査の一環で行われる技術的検討のために、技術専門家ヒアリングに利用する場合があります。
- ・ 提出された書類及び CD-ROM 等については返却しません。
- ・ 不採用となった団体の提案書類の内容は、一切公表しません。

8. 調査終了後について

- ・ 調査結果（最終報告書等）は、CDM 制度改善にかかる知見の普及を目的として、インターネット等により広く公開することを前提としています。
- ・ 事業の進捗状況について、随時 GEC 又は環境省よりフォローアップ調査を行いますので、御協力をお願いします。
- ・ 「2. 調査内容」の【調査区分】「(ア) 標準化ベースラインを開発する案件」として採択された案件については、原則としてホスト国 DNA を通じて CDM 理事会に提案するか、ホスト国 DNA に提出していただきます。
- ・ 「2. 調査内容」の【調査区分】「(イ) CDM 方法論の新規開発を行う案件」として採択された案件については、原則として CDM 理事会に承認申請を提出していただきます。

本件窓口

公益財団法人地球環境センター（GEC）
事業部 気候変動対策課（高尾、元田、坂内）
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL：06-6915-4122 FAX：06-6915-0181
Eメール：cdm-fs@gec.jp URL：<http://gec.jp/jp/>

公 募 説 明 会

以下の日程により、大阪と東京において公募説明会を開催します。公募説明会は、「I. MRV モデル実証調査」、「II. BOCM 実現可能性調査」及び「III. CDM 実現可能性調査」のいずれもの公募を対象としたものです。応募を予定されている方、ご関心のある方は極力出席をお願いします。なお、事前登録は必要ありません。

<東京会場>

- ・ 日時：平成 24 年 4 月 19 日（木）午後 2:00～4:00
- ・ 場所：イイノカンファレンスセンター Room B（4 階）
（東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル）

TEL：03-3506-3251

- ・ 東京メトロ 丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅 C3 出口から徒歩 1 分
- ・ 東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅 9 番出口から徒歩 3 分
- ・ 東京メトロ 有楽町線「桜田門」駅 4 番出口から徒歩 10 分
- ・ JR 山手線、都営地下鉄浅草線、ゆりかもめ「新橋」駅 徒歩 10 分
- ・ 都営地下鉄 三田線「内幸町」駅 A6 出口より日比谷シティ経由で直結



<大阪会場>

- ・ 日時：平成 24 年 4 月 20 日（金）午後 2:00～4:00
- ・ 場所：公益財団法人地球環境センター（GEC） 1F 特別会議室
（大阪市鶴見区緑地公園 2-110）

TEL：06-6915-4122

（大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線 「鶴見緑地駅」下車徒歩 5 分）



※ 拡大地図の矢印の先端の場所にある通用門からお入り下さい。

本件窓口

公益財団法人地球環境センター（GEC）
事業部 気候変動対策課（高尾、元田、坂内）
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL：06-6915-4122 FAX：06-6915-0181
Eメール：cdm-fs@gec.jp URL：<http://gce.jp/jp/>